| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 設備情報 | 設備の所在地（注９） | | | □別紙あり |
| | 事業区域の面積（㎡） | | | |
| | 太陽光発電設備の設置形態 | □　屋根置き<br>（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）<br>□　自己が所有する建物等<br>□　他者が所有する建物等<br>□　他者と共有する建物等<br>屋根の種類<br>□　一戸建ての住宅<br>□　共同住宅<br>□　事務所、工場、店舗<br>□　学校、公共施設<br>□　その他（　　）<br>□　地上設置<br>□　自己が所有する土地<br>□　他者が所有する土地<br>□　他者と共有する土地 | | |
| | 太陽電池に係る事項（注10） | 製造事業者名 | | |
| | | 種類 | | |
| | | 変換効率 | | □真性変換効率<br>□実効変換効率 |
| | | | | □除外事項該当性 |
| | | 型式番号 | | □別紙あり |
| | | 太陽電池の合計出力（kW） | | |
| | 風力発電設備に係る事項（注11） | 製造事業者名 | | |
| | | 型式番号 | | □別紙あり |
| | | ＮＫ認証番号 | | |
| | 配線方法（注12） | | | |
| | 電気事業者への電気供給量の計測方法（注13） | | | |
| | 系統接続に係る事項（注14）（注15） | 接続契約締結日 | 平成　年　月　日 | |
| | | 接続契約締結先 | | |
| | | 工事費負担金 | 円（税抜き） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | 更新に係る事項（注16） | 接続枠の継承（注17） | □有　□無 | |
| | | 電源線の継承 | □有　□無 | |
| | 事業実施工程（注15）（注18） | 設置工事開始予定日 | 平成　年　月　日 | |
| | | 系統連系予定日 | 平成　年　月　日 | |
| | | 運転開始予定日 | 平成　年　月　日 | □運転開始済み |
| | | 設備廃止予定日 | 平成　年　月　日 | |
| | 保守点検責任者 | 責任者名：<br>（法人番号：　　）（法人の場合） | | |
| | 保守点検及び維持管理計画（注19） | | | □別紙あり |
| | 事業に要する費用（注20） | 保守点検及び維持管理費用 | 円（税抜き） | |
| | | 撤去及び処分費用 | 円（税抜き） | |
| | | 撤去及び処分費用の算定方法 | | |

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項

（注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

| | |
|---|---|
| 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注21） | □ |
| 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 | □ |
| この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注22） | □ |
| 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 | □ |
| 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。（注23） | □ |
| 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 | □ |
| この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 | □ |
| この認定の取得から３年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】 | □ |